

神奈川県

愛川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(製造業、自然科学研究所、宿泊業)		【奨励措置】 ・戦略産業(ロボット関連、医療関連の製造業)は免除 ・上記以外の製造業、情報通信業、自然科学研究所は1～2年目を免除、3～5年目を1/5に軽減 ・宿泊業は1/2に軽減 【対象地域】 ・製造業、自然科学研究所、情報通信業は町内の工業系区域、県央愛川ハイテク研究所団地 ・宿泊業は町内全域	固定資産税 都市計画税	5年間
大企業 30,000				
中小企業 3,000				
小規模企業 1,000				
(情報通信業)				
大企業 10,000				
中小企業 3,000				
小規模企業 1,000				
※償却資産のみの増資の場合				
(上記業種)				
大企業 30,000				
中小企業 3,000				
小規模企業 1,000				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
愛川町企業誘致等に関する条例 (雇用奨励金) (環境配慮設備設置奨励金)	H18.4(施行)	(対象業種)	○雇用奨励金
	H23.4(改正)	○製造業、情報通信業、自然科学研究所、宿泊業	町内に1年以上住所を有する町民を1年以上雇用した場合、1人につき20万円・5人分の雇用奨励金を交付(新規従業員が障害を有している場合は、1人につき10万円加算)
	H28.4(改正)	○最低投資額	○環境配慮設備設置奨励金
	H31.4(改正)	(製造業、自然科学研究所、宿泊業)	・太陽光発電設備
	R6.4(改正)	大企業 30,000	発電能力10キロワット以上の設置に対して、50万円を交付
		中小企業 3,000	・屋上緑化
		小規模企業 1,000	建築物の屋上の全部又は一部に
		(情報通信業)	3㎡以上の屋上緑化を施工した場合に50万円を限度に交付
		大企業 10,000	① 屋上緑化した面積1㎡当たり2万円を乗じて得た額
		中小企業 3,000	
		小規模企業 1,000	
		※償却資産のみの増資の場合	
		(上記業種)	
		大企業 30,000	

		中小企業 3,000 小規模企業 1,000 (対象地域) ・製造業、自然科学研究所、情報通信業は町内の工業系区域、県央愛川ハイテク研究所団地 ・宿泊業は町内全域	② 緑化に要した費用の1/2の額 ※①か②のいずれか低い方の額
環境配慮設備設置 事業補助金	H31.4	・町内で1年以上同一事業を営業していること。 ・町税を完納していること。	・太陽光発電設備 発電能力 10 キロワット以上の設置に対して、50 万円を交付 ・屋上緑化 建築物の屋上の全部又は一部に3㎡以上の屋上緑化を施工した場合に 50 万円を限度に交付 ①屋上緑化した面積1㎡当たり2万円を乗じて得た額 ②緑化に要した費用の1/2の額 ※①か②のいずれか低い方の額

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))